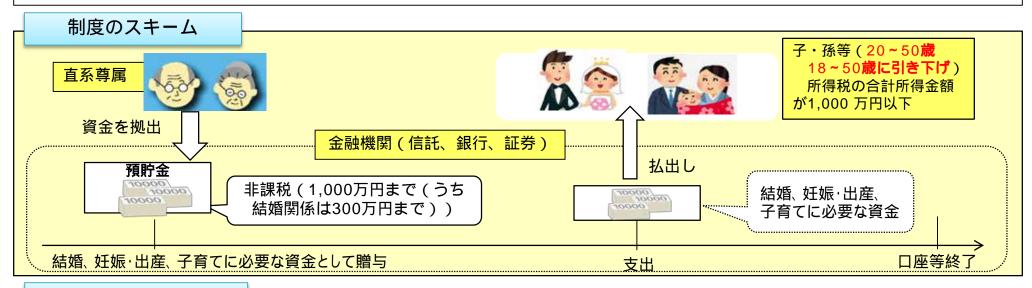
令和3年度子ども·子育て支援に係る 税制改正について

令和2年12月25日

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要(令和3年度税制改正)

制度の概要

直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、 この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。



資金使途

【結婚関係】・婚礼に係る費用 【妊娠・出産、子育て関係】

- ・家賃等に係る費用
- ・引越しに係る費用
- ・不妊治療に係る費用
- ・妊娠に係る費用
- ・産後ケアに係る費用
- ・子の医療費に係る費用
- ・出産に係る費用・子の育児に係る費用

残高の課税

期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。 その際、相続税額の2割加算の対象外であるところ、令和3年4月より2割加算を適用する。 受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

適用期限

平成27年4月1日から令和3年3月31日まで

平成27年4月1日から令和5年3月31日まで延長

令和2年度税制改正において、1日当た り5人以下の乳幼児を保育する認可外 保育施設も、指導監督基準を満たして いる場合は、利用料に係る消費税の非 課税措置の対象となったことを踏ま え、「子の育児に係る費用」に上記を 含める。

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

1.要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- ・ さらに「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、平成29年6月に公表した「子育 て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和2年度までに約32万人分の受け皿を整備 することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である令和2年度末まで延長した。
- ・ 「子育て安心プラン」後も引き続き各市町村において保育の受け皿を確保することとしており、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画においても、待機児童解消の観点から企業主導型保育施設は保育の受け皿となることから、 令和3年度以降も引き続き保育の受け皿として重要な役割を果たすこととなるため、本特例措置の延長を要する。

2.要望結果

・ 上述のとおり、企業主導型保育施設は、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)においても 保育の受け皿の確保方策として盛り込むことができるとされており、令和3年度以降も待機児童解消の観点から保育の受け皿 確保のために重要な役割を果たすことから、<u>本税制措置の適用期間について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われるまでの2年間、延長する</u>。

<現行の特例措置の内容>

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1~3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1~3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が価格の4分の1

<要望結果>

現行の特例措置においては、対象事業者等を

・平成29年4月1日~令和3年3月31日(平成29年度~令和2年度)に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

としているところ、

・<u>平成29年4月1日~令和5年3月31日</u>(平成29年度~令和4年度) に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

とする。

1.大綱の概要

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2.制度の内容

地方自治体等()が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。 (企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

【イメージ】

